

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日は、が休日とある翌日)

目 次 次

- ◆企業管理規程 鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程
- ◆企業告示 収納取扱金融機関の指定

企 業 管 理 規 程

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十年七月一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営企業財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企业管理規程第八号)
の一部を次のように改正する。

第一条中「及び鳥取県営埋立事業」を「、鳥取県営埋立事業及び鳥取県當観光施設事業」に改める。
(出納取扱金融機関等)

第四条 中「第七節 取扱店等(第三十一条・第三十四条)」を「第七節 出納取扱店等(第三十五条・第三十七条)」を「第七節 出納取扱店等(第三十一条・第三十四条)」を「第七節 出納取扱店等(第三十五条・第三十七条)」に改める。

第一条中「及び鳥取県営埋立事業」を「、鳥取県営埋立事業及び鳥取県當観光施設事業」に改める。

第六条中「第七節 取扱店等」に改める。

第四条 知事は、公金の出納事務の一部を取り扱わせるため出納取扱金融機関(以下「出納取扱店」という。)を、公金の収納事務の一部を取り扱わせるため出納取扱金融機関(以下「収納取扱店」という。)を置く。

第十七条第一項中「取扱店」を「出納取扱店又は収納取扱店」に改め、同条第二項中「取扱店」を「出納取扱店」に改める。

第十八条第二項、第十九条第二項、第十九条の四、第二十一条及び第二十六条中「取扱店」を「出納取扱店」に改める。

第二十八条中「取扱店その他の確実な金融機関(以下「取扱店等」という。)」を「現金を保管する金融機関(以下「保管金融機関」という。)」に、「つ度」を「都度」に改める。

「第七節 取扱店」を「第七節 出納取扱店等」に改める。

第三十一条第一項中「取扱店」を「出納取扱店及び収納取扱店」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「取扱店」を「出納取扱店」に、「振り込み」を「納付」に改め、「納入者に領収書を交付するとともに」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 出納取扱店又は収納取扱店は、納入金の納付を受けたときは、これ

を領収の上領収書を納入者に交付しなければならない。

③ 収納取扱店は、納入金の納付を受けたときは、これを領収した日の翌日に、収納した現金に領収済通知書を添えて出納取扱店に納付しなければならない。

第三十二条第一項中「取扱店」を「出納取扱店」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「取扱店」を「出納取扱店」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項及び第四項中「取扱店」を「出納取扱店」に改める。

第三十三条中「取扱店」を「出納取扱店」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第三十三条の二中「取扱店」を「出納取扱店」に改める。

第三十四条中「取扱店」を「出納取扱店及び収納取扱店」に改める。

「第八節 取扱店等」を「第八節 保管金融機関」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十六条中「取扱店等」を「保管金融機関」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第三十七条中「取扱店等」を「保管金融機関」に改める。

この企業管理規程は、公布の日から施行する。

附 則

企 業 告 示

鳥取県企業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条ただし書の規定に基づき、鳥取県営企業の業務に係る公金（工業用水給水料金に限る。）の収納事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり定めたので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

店舗の名称	位 置	（受納取扱金融機関が受納取扱金融機関の店舗の名称）
株式会社 鳥取銀行 米子支店	米子市西福原	株式会社山陰合同銀行米子支店
角盤町支店	米子市角盤町二丁目	
米子本通り支店	米子市四日市町	
米子駅前支店	米子市東町	
住吉支店	米子市上後藤	
米子西支店	米子市角盤町二丁目	
境港支店	境港市上道町	
境西支店	境港市松ヶ枝町	
境南支店	境港市明治町	
株式会社山陰合同銀行境支店		